南部大阪都市計画地区計画の決定(富田林市決定)

都市計画彼方地区 地区計画を次のように決定する。

名称				彼方地区 地区計画					
位置			富田林市大字彼方地内						
面積			約 2. 7ha						
地区計画の目標			当地区は、富田林市東部地域に位置し、広域幹線道路沿道に位置する利便性の高い地区である。地区計画を定めることにより、広域幹線道路沿道という立地特性を活かした商業地の形成を誘導するととまた。周辺地域の環境に配慮した良好な都市環境の形成を見捨す						
土地	他利用の)方針	周辺地域の環境に配慮するとともに、広域幹線道路沿道の立地特性 を活かし、地区周辺の利便性を向上させる商業地の形成を図る。						
地区施設の整備の方針			市道彼方1号線の拡幅及び歩道の整備をおこなうことで、地域住民の利便性向上を図る。 また、地区の流出抑制を図るべく、大和川下流域調整池技術基準(案) に適合した施設として、開発区域内に調整池を整備する。						
建築物等の整備の方針			周辺環境と調和した地区の形成を図るため、建築物の用途及び高さの制限等をおこなう。						
その他当該地区の整備、 開発及び保全に関する方針			市街化調整区域の特性を踏まえ、緑化を推進し、周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。						
地区施設 の配置及 び規模		道路			幅員	約 2m	延長 約 45 m		
		その他公共施設	調整池	約2,2	00 m²				
地区の区 分		地区の名称	敷地1		敷地	12	敷地3	敷地4	
		地区の面積	約 1.1h	a	約 1.	2ha	約 0. 2ha	約 0. 2ha	
	建築物の用途の制限		(1) 物品販売店舗 (建築基準法別表第2(ち)項に該当する商業施設を除く) (2) 飲食店 (3) 前各号の建築物に附属する事務所、自動車車庫又は倉庫業を 営まない倉庫						
			10, 400 r	n²	11, 30	00 m²	1,500 m²	2,000 m²	
建築物	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画区域境界線までの距離は5.0メートル以上とする。						
物等に関する事項	建築物	勿等の高さの制限	建築物並びに附属する工作物等(工作物に該当しない広告塔、広告板等を含む)の最高の高さは15メートル以下とする。 建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下とする。 (1) 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの。						
	建築物等の形態又は色彩 その他の意匠の制限		屋根、外壁等の形態及び色彩は、大阪府景観計画に基づく基準を遵守し、周辺環境と調和し、落ち着いた形状・色合いとする。						
	建築物の緑化率の制限		20%(都市計画法第33条第1項第2号及び都市計画法施行令第25条第6号の規定に基づく3%緑地を含む。)						
	垣又は柵の構造の制限		道路に面する垣又は柵の構造は、透視可能なフェンス等とする。ただし、フェンス等を設置する場合は、道路等との間に植栽を組合せるなど、景観に配慮したものとする。						
	備	考			全条例(こ基づく	建築物の敷地等に	こおける緑化を	
		位面 地 土 地 土 地 車	位面 積	位 置 第田林市大 約2.7ha 約2.7ha 約2.7ha 約2.7ha 約2.7ha 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	位 置 富田林市大字彼方	位 置 富田林市大字彼方地内面 積 約 2. 7ha	位 置 富田林市大字彼方地内	世区計画の目標 第日林市大字彼方地内 約2. Tha 当地区は、富田林市東部地域に位置し、広域幹線道 名利便性の高い地区である。地区計画を定めること線道路沿道という立地特性を活かした商業地の形成 もに、周辺地域の環境に配慮した良好な都市環境の 内辺地域の環境に配慮した良好な都市環境の 利便性自上を図る。また、地区の流出抑制を図るべく、大和川下流域調整に適合した施設として、開発区域内に調整池を整体の制度を割和した地区の形成を図るため、建築等の配置及 近路 単区の経費 約2m 延長 約85m 市街化調整区域の特性を踏まえ、緑化を推進し、反合計画的な土地利用を図る。 造路 「東道 幅員 約2m 延長 約85m 超區	